

帳票WT 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当か所（印 字項目No.等）	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の うち 償却	事務局方針 （★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。）	※質問対象となる団体名を【○○】で記載して おります。	回答 要否
No. 01-02 土地 （補充）課税台 帳	4	2	土地（補充） 課税台帳（閲 覧用）（都計 あり）	8所在地	実用上の懸 念	項目に不動産番号を追加すべき。	登記データ上不動産番号が受領できることとなったた め。	変更 あり		【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていることのメリットを教えてください。 ★事務局方針 ご意見を踏まえて、印字項目に「不動産番号」を要件化いたします。	【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていること のメリットを教えてください。	●
No. 09-10 家屋 （補充）課税台 帳	19	10	家屋（補充） 課税台帳（閲 覧用）（都計 あり）	8所在地	実用上の懸 念	項目に不動産番号を追加すべき。	登記データ上不動産番号が受領できることとなったた め。	変更 あり		【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていることのメリットを教えてください。 ★事務局方針 ご意見を踏まえて、印字項目に「不動産番号」を要件化いたします。	【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていること のメリットを教えてください。	●
No. 09-10 家屋 （補充）課税台 帳	25	10	家屋（補充） 課税台帳（閲 覧用）（都計 あり）			表題部の「登記年月日」「登記原因年月日」が必要で はないか。	表題部の左記年月日が存在していないため。	変更 あり		【全団体】 現行、「登記年月日」は権利登記に係るものを印字することとしていますが、表題登記の「登記年月 日」「登記原因年月日」が必要な理由を教えてください。 ★事務局方針 表題部の「登記原因年月日」については、要否が分かれているため、実装してもしなくても良い項 目とし、印字位置は備考といたします。 ★C市、D市、H市、F市、G市 登記簿に記載されているという理由以外で、表題部の「登記年月日」が必要である理由があれば教 えてください。	【全団体】 現行、「登記年月日」は権利登記に係るものを 印字することとしていますが、表題登記の「登 記年月日」「登記原因年月日」が必要な理由を 教えてください。	●
No. 35-36 償却 申告案内	42	35、 36	償却申告案内 （汎用紙） 償却申告案内 （はがき）	13	その他	「納税義務者番号」とは、宛名番号、所有者コードと 同義か。「所有者コード」にした方が良いのではない か。	申告書では「所有者コード」としてするため	変更 なし	償却	【全団体】 ・所有者コードと納税義務者番号は、別の番号でしょうか。 ・別の番号である場合、所有者コードと納税義務者番号は、どのように使い分けられているでしょうか。	【全団体】 ・所有者コードと納税義務者番号は、別の番号 でしょうか。 ・別の番号である場合、所有者コードと納税義 務者番号は、どのように使い分けられているでし ょうか。	●
No. 35-36 償却 申告案内	46	35及 び36	償却申告案内 （汎用紙）※ 賦課期日前の 申告案内	15～21	見やすさ・ 記入しやす さ	前年前取得価額を記載してほしい	市民からは前年度の評価額よりも、取得価額の間合せ の方が多いため。	変更 あり	償却	実装してもしなくても良い項目として、「前年度の取得価額」、「前年度の評価額」どちらも備考欄 に印字することといたします。また、左記2項目を印字する場合は必ず2つとも実装することといた します。		

帳票Ⅶ 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当か所（印 字項目No.等）	意見の種類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の うち 償却	事務局方針 （★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。）	※質問対象となる団体名を【○○】で記載して おります。	回答 要否
No. 35-36_償却 申告案内	47	35	償却申告案内 （汎用紙）※ 賦課期日前の 申告案内	備考欄	実用上の懸 念	備考欄の記載内容を実務で役立つ内容に変更してほ しい	備考欄の記載内容は、納税義務者にこれまで申告した 資産内容をダイジェストで伝える意図があると認識し ている。その場合、評価額よりも「取得価額」の方が 有用な情報となる。 ・納税義務者の中には、一般方式（評価計算は地方団 体が行い、納税義務者は特段の計算を行わない）を採 用している者が相当数おり、評価額を示されてもその 内訳が判然としない可能性が高いと考えられる。 ・電算申告を行う納税義務者にとっても、法人の場合 は償却資産の評価計算方法と税務会計上の減価償却計 算方法が異なるため、やはり評価額を示されてもその 内訳が判然としない場合が考えられる。 ・一方、取得価額からでは免税点を超える・超えない の判断が行えないデメリットもある。紙面の都合によ るが、備考欄に過去の申告情報の印字を必須化する場 合は、取得価額・評価額両方を印字すべきであると思 える。	変更 あり	償却	実装してもなくても良い項目として、「前年度の取得価額」、「前年度の評価額」どちらも備考欄 に印字することといたします。また、左記2項目を印字する場合は必ず2つとも実装することといた します。		
No. 35-36_償却 申告案内	48	35	償却申告案内 （汎用紙）※ 賦課期日前の 申告案内		見やすさ・ 記入しやす さ	縦向きの様式を横向きの様式としてほしい。	本帳票は「償却資産申告書と併せて納税義務者宛に 送付することと整理」とされており、償却資産申告書 が横向きのため、それに合わせた横向きがふさわし い。	変更 あり	償却	【全団体】 ご意見を踏まえて、横向きとしたいと思いますが支障がないかご回答ください。	【全団体】 ご意見を踏まえて、横向きとしたいと思いま すが支障がないかご回答ください。	●
No. 35-36_償却 申告案内	49	35、 36	償却申告案内 （汎用紙）※ 償却申告案内 （はがき）	該当項目なし	実用上の懸 念	備考欄の印字項目として、前年度までに申告されてい る資産の種類別の取得価額も載せた方が良いのではな いか。	申告者にとって、自身の所有する帳簿（固定資産台帳 等）との照合の際、前年度の評価額だけでは分かりづ らいのではないかと思います。	変更 あり	償却	実装してもなくても良い項目として、「前年度の取得価額」、「前年度の評価額」どちらも備考欄 に印字することといたします。また、左記2項目を印字する場合は必ず2つとも実装することといた します。		
No. 37-38_申告 はがき	50	37、 38	申告はがき （明細あり、 なし）	納税義務者番 号	実用上の懸 念	No.35、36は納税義務者番号のみであり、これらの帳票 のみ個人番号または法人番号を選択するより、表示す る番号は統一するのが良い。	No.35、36は納税義務者番号のみであるが、個人番号ま たは法人番号が選択できるのは、書類により異なる番 号を表示するので、問い合わせ時などに間際らしくな る。	変更 あり	償却	納税義務者番号のみを印字することとし、「個人番号又は法人番号」は削除する方針といたします。  【K市】 現行の貴市の申告書様式には「個人番号又は法人番号」の欄が設けられておりますが、削除すること としてよいか確認させていただきます。	【K市】 現行の貴市の申告書様式には「個人番号又は法 人番号」の欄が設けられておりますが、削除す ることとしてよいか確認させていただきます。	●
No. 37-38_申告 はがき	51	37、 38	申告はがき （明細なし） 申告はがき （明細あり）	14	その他	「納税義務者番号」とは、宛名番号、所有者コードと 同義か。「所有者コード」にした方が良いのではな いか。	申告書では「所有者コード」としてするため	変更 なし	償却	【全団体】 納税義務者番号と所有者コードの両方を管理しているケースがあるか確認させていただきます。	【全団体】 納税義務者番号と所有者コードの両方を管理し ているケースがあるか確認させていただきます。	●
No. 56_共有者氏 名表	59	56	共有者氏名表 （外部用）	所在地	その他	項目に不動産番号を追加すべきである。	登記データ上不動産番号が受領できることとなつたた め。	変更 あり	償却	【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていることのメリットを教えてください。  ★事務局方針 ご意見を踏まえて、印字項目に「不動産番号」を要件化いたします。	【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていること のメリットを教えてください。	●

帳票WT 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当か所（印 字項目No.等）	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の うち 償却	事務局方針 （★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。）	※質問対象となる団体名を【〇〇】で記載して おります。	回答 要否
No.56-共有者氏 名表	61	56	共有者氏名表		実用上の懸 念	現行レイアウトでは、償却資産も発行所管であることが 分からない。	「帳票要件」の「主な出力条件」で対象となる償却資 産を指定可能となっているが、現在のレイアウトでは 土地・家屋用の帳票だと認識されてしまう可能性がある 。何等か償却資産も関係するという文言を入れるべき と考える。	変更 あり	償却	本帳票の対象に償却資産も含まれております。 ご意見を基に、印字項目「土地家屋の別」の表記を「土地・家屋・償却資産の別」に修正いたしま す。 ★追加質問あり。 【全団体】 共有者氏名表について、償却資産についても発行している例があれば、教えてください。 また、償却資産における共有者の管理について、現行の運用を教えてください。	【全団体】 共有者氏名表について、償却資産についても発行している例があれば、教えてください。 また、償却資産における共有者の管理につい て、現行の運用を教えてください。	
No.63-64-名寄 帳票（補充）課 税台帳	66	63	名寄帳票（補 充）課税台帳 （都計なし）	文書番号	実用上の懸 念	文書番号の追加	対外的に公印を付して発行する物であり、発行後の問 合せ等に対応する可能性があることから、他の証明書 と同様に発行の履歴を管理する必要があるため。	変更 あり		公印と同様に「実装すべき項目（スペースのみを設けて枠を設けない）」として要件化いたします。		
No.63-64-名寄 帳票（補充）課 税台帳	70	63	名寄帳票（補 充）課税台帳 （都計なし）	23、24、25、 29、32、33、 34	見やすさ・ 記入しやす さ	住宅用地、固定負担水準、固定資産税課税標準額 （円）における「小規模」「一般」「非住宅」の表示 について、項目毎に表示するのではなく、まとめて配 置してほしい。 ※項目名「住宅用地（㎡）」の横に「住宅区分」などの 項目を設け「小規模」「一般」「非住宅」の欄を配置 して、以降の項目全てに掛かるようにするなど。	同じ意味の表示については、できるだけひとつにまと めたほうが見やすいと考えるため。	変更 あり		本帳票の印字項目には、すべて凡例を設けており、資産ごとの情報には、数値のみを印字すれば十分 であると考えております。 したがって、現行のままといいたします。 ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。		
No.63-64-名寄 帳票（補充）課 税台帳	72	63	名寄帳票（補 充）課税台帳 （都計なし）	26、62	見やすさ・ 記入しやす さ	「評価額（円）」の位置を、「固定課税標準額（円）」 の上あたりに配置してほしい。	「評価額（円）」は、重要度が高い項目であることか ら目立つ位置、かつ課税計算の主要値ともなるため課 税標準額等の近くに配置するのがよいと考えるため。			【全団体】 「評価額」の印字位置を修正いたします。 今後、ペダと調整し、案を提示いたします。 ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。		
No.63-64-名寄 帳票（補充）課 税台帳	74	64	名寄帳票（補 充）課税台帳 （都計あり）	35、44、75、78、8 7	見やすさ・ 記入しやす さ	現レイアウトでは上から固定相当税一都計相当税額一 軽減税額となっているが、上から軽減税額一固定相当 税一都計相当税額としてほしい。	該当箇所の記載内容が左側からの流れで前年課課 （固・都）一課税（固・都）となっているが、軽減税 額の記載がある関係で相当税額のみが横並びからずれ てしまっている。目録の流れや説明のしやすさからも 関連の項目は横並びとなるよう配置を整えるべきと考 える。	変更 あり		ご意見を受けて、修正いたします。（「事務局方針#74」シート参照） ※税目ごとに行を揃えました（黄色部分）。 ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。		
No.63-64-名寄 帳票（補充）課 税台帳	75	63	名寄帳票（補 充）課税台帳 （都計なし）	35、65、73	見やすさ・ 記入しやす さ	現レイアウトでは上から固定相当税一空欄一軽減税額 となっているが、上から軽減税額一固定相当税一空欄 としてほしい。	都市計画税の記載がないが、内容は同上。	変更 あり		ご意見を受けて、修正いたします。（「事務局方針#75」シート参照） ※税目ごとに行を揃えました（黄色部分）。 ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。		
No.63-64-名寄 帳票（補充）課 税台帳	80	64	名寄帳票（補 充）課税台帳 （都計あり）	101	見やすさ・ 記入しやす さ	項目名を「算出税額」ではなく、「軽減前税額」とし、 「年税額」の枠を太くしてほしい。	「算出税額」と「年税額」の違いが分かりづらく、最 終的な産出額が納付税額であることをわかりやすくす るため。	変更 あり		ご意見を受けて、「年税額」の枠を太線といたします。 【全団体】 「算出税額」とは「名寄せ後の税額のうち、税額 の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前のもの」と いたしますが、印字項目名について、G市案のとおり「軽減前税額」でよろしいでしょうか。 ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。 ★全団体 E市のご意見は、「軽減前税額」とは「軽減税額に限らず、減免税額を引く前の額」であるため、 項目名称を「軽減・減免税額」すべきであるということです。 「名寄せ後の税額のうち、税額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前のもの」として「算 出税額」を要件化しておりますが、「算出税額」の項目名称を変更いたします。 変更後の項目名称は「軽減前税額」と「軽減・減免税額」いずれがよいでしょうか。 ①「軽減・減免税額」 ②「軽減前税額」	【全団体】 「算出税額」とは「名寄せ後の税額のうち、税額 の減額措置による軽減税額や減免税額を引く 前のもの」といたしますが、印字項目名につい て、G市案のとおり「軽減前税額」でよろしい でしょうか。	●

帳票WT 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当か所（印 字項目No.等）	意見の種類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の 償却	事務局方針 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。)	※質問対象となる団体名を【○○】で記載して おります。	回答 要否
No.63-64_名寄 帳票(補充)課 税台帳	82	64	名寄帳票(補 充)課税台帳 (都計あり)	備考	見やすさ・ 記入しやす さ	記載される項目が多すぎるので、限定したほうが良 い。本則額や、減免税額は備考欄の右側に枠を設定し たほうが見やすい。	備考欄では自由度が高いものが想定されるため、シス テム上、出力対象が羅列されて表示される可能性がある 。この表記では納税者にとって見やすいものとは言 えないため、出力の頻度が高い項目は枠を設定すべ きと考える。			【全団体】 資産ごとの備考に印字することとしている印字項目のうち、備考ではなく枠を設けるべきものがあ れば教えてください。また、枠を設けるべき理由も教えてください。  ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。 いただいたご意見も踏まえて、検討させていただきます。	【全団体】 資産ごとの備考に印字することとしている印字 項目のうち、備考ではなく枠を設けるべきもの があれば教えてください。また、枠を設けるべ き理由も教えてください。	●
No.63-64_名寄 帳票(補充)課 税台帳	84	64	名寄帳票(補 充)課税台帳 (都計あり)	所在地	その他	所在地の項目に不動産番号を追加すべきではないか？	不動産番号も課税台帳に登録されているため。	変更 あり		【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていることのメリットを教えてください。  ★事務局方針 ご意見を踏まえて、印字項目に「不動産番号」を要件化いたします。	【G市】 本帳票に「不動産番号」が印字されていること のメリットを教えてください。	●
No.63-64_名寄 帳票(補充)課 税台帳	86	64	名寄帳票(補 充)課税台帳 (都計あり)	2ページ目	見やすさ・ 記入しやす さ	2ページ目について、1ページ目と様式が大きく変わ るわけではないので、1ページ目と同じ様式で不要な 部分を空欄とすれば良いのではないかと。	可能な限り帳票を統一した方が良く考えるため。	変更 あり		★G市 ご提案について、理由をお聞かせください。 事務局においては、G市意見について、以下のメリット、デメリットがあると考えています。  ★メリット P1とP2以降で、各項目の印字位置がそろうことで、帳票の機械による読み込み等が可能。  ★デメリット P2以降に記載できる資産数が減ってしまう。		
No.68-72_納税 通知書	107	68~ 72	納税通知書 (土地・家 屋・償却資 産) (都計な し・都計あ り)	4、22	見やすさ・ 記入しやす さ	通知書番号と納税義務者番号のどちらか一方を記載す れば良いのではないかと。	同じ番号を共用している市もあり、2つの番号を記載 する意味がない。2つの番号があることで、納税義務 者にもわかりにくい。	変更 なし		事務局として、通知書番号は「納税通知書に付ける番号（年度ごとに異なることもある）」、納税義務 者番号は「納税義務者に付ける番号（年度ごとに異なるらない）」と考えており、実際に通知書番号 ≠納税義務者番号で運用している団体も存在するという想定です。  【全団体】 納税義務者番号は、対象者の特定等のために必須の番号であると思いますが、納税義務者番号が印字 されていなければ通知書番号は不要であるという団体は、その旨をお答えください。  ★事務局方針 納税義務者から特定の年度に限り委任を受けた者からの問い合わせの際は、納税義務者番号だけ なく、通知書番号があるほうが、情報漏えいを防ぐ観点から良いと考えられるため、納税義務者番号 及び通知書番号をいずれも印字することといたします。	【全団体】 納税義務者番号は、対象者の特定等のために必須の番号であると思いますが、納税義務者番号 が印字されていなければ通知書番号は不要である という団体は、その旨をお答えください。	●
No.68-72_納税 通知書	110	71	納税通知書	35 36 40 41	見やすさ・ 記入しやす さ	減免税額及び年税額は、固定資産税と都市計画税とに 分けて記載してほしい。	帳票間の整合及び、年税額と合計年税額の違いをわか りやすくするため。	変更 あり		【都市計画税を課している団体】 帳票No.68~72「納税通知書」について伺います。 例えば、更正賦課決定通知書では「減免税額」及び「年税額」について、固定資産税と都市計画税に 分けて記載しております。 都市計画税を課している3団体から、納税通知書についても同様に固定資産税と都市計画税それぞ れに「減免税額」と「年税額」を印字するべきというご意見をいただいております。 ご意見を受けて、納税通知書の「減免税額」、「年税額」の欄を固定資産税と都市計画税に分割いた しますが、よろしいでしょうか。  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答を踏まえて、帳票No.68~72「納税通知書」における「減免税額」と「年税 額」の欄を固定資産税と都市計画税に分割いたします。 ※外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。	【都市計画税を課している団体】 帳票No.68~72「納税通知書」について伺いま す。 例えば、更正賦課決定通知書では「減免税額」 及び「年税額」について、固定資産税と都市計 画税に分けて記載しております。 都市計画税を課している3団体から、納税通知 書についても同様に固定資産税と都市計画税そ れぞれに「減免税額」と「年税額」を印字す るべきというご意見をいただいております。 ご意見を受けて、納税通知書の「減免税額」 、「年税額」の欄を固定資産税と都市計画税に 分割いたしますが、よろしいでしょうか。	●

帳票WT 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当か所（印 字項目No.等）	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の うち 償却	事務局方針 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。)	※質問対象となる団体名を【○○】で記載して おります。	回答 要否
No. 68-72_納税 通知書	115	68	納税通知書 (土地・家 屋・償却資 産) (都計な し)	69、70、71	見やすさ・ 記入しやす さ	納税通知書の課税標準額や年税額記載欄に課税標準額 (共有分)を追記してほしい	マンション部分の共有部分の課税標準額を示す必要が あるため。			★H市 区分所有家屋の共用部分に係る課税標準額を印字すべき理由を教えてください。	【H市】 区分所有家屋の共用部分に係る課税標準額を印 字すべき理由を教えてください。	●
No. 68-72_納税 通知書	121	68	納税通知書 (土地・家 屋・償却資 産) (都計あ り)	なし	事務効率化	納税義務者について口座情報に以下の内容を追加表示 してほしい。 口座種別、振替区分（具体例：シート納税通知書の③ 参照）	対象者の特定や、情報確認がしやすくなるため。			各税目共通の全体事項として整理いたします。  【A市】 「振替区分」とは具体的にどのような項目による区分なのか、確認させてください。 ※提示いただいた帳票サンプルでは該当箇所が確認できませんでした。  ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。い ただいたご意見も踏まえて、検討させていただきます。	【A市】 「振替区分」とは具体的にどのような項目による 区分なのか、確認させてください。 ※提示いただいた帳票サンプルでは該当箇所 が確認できませんでした。	●
No. 73-74_課税 明細書	134	74 他	課税明細書 (都計あり)	72、74、75、 76、77	事務効率化	72減免税額と74~77減額措置により減額された額の違 いが分かりにくいため他の文言へ変更してほしい	軽減に関する部分は軽減額にする等、説明する際の利 便性から違いが分かるようにしたほうがよい	変更 あり		【全団体】 名寄帳兼（補充）課税台帳に合わせて「軽減税額」に文言を修正してよろしいでしょうか。  ★事務局方針 #80の結果と同じといたします。（「軽減前税額」と「軽減・減免税額」いずれの文言が良い か。）	【全団体】 名寄帳兼（補充）課税台帳に合わせて「軽減税 額」に文言を修正してよろしいでしょうか。	●
No. 73-74_課税 明細書	135	73	課税明細書 (都計なし)	32、46、62	見やすさ・ 記入しやす さ	・家屋番号は所在地の近くに印字したほうが見やすい ・評価額は課税標準額の近くに、減免税額は相当税額 の近くに印字してほしい	関連している項目は隣接したほうが見やすい			【全団体】 「家屋番号」及び「評価額」の印字位置を変更する必要があるれば、変更後の印字位置と変更する理由 を教えてください。  ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。い ただいたご意見も踏まえて、検討させていただきます。	【全団体】 「家屋番号」及び「評価額」の印字位置を変更 する必要があるれば、変更後の印字位置と変更 する理由を教えてください。	●

帳票WT 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当か所（印 字項目No.等）	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の うち 償却	事務局方針 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。)	※質問対象となる団体名を【○○】で記載して おります。	回答 要否
No. 73-74_課税 明細書	138	74	固定資産税・ 都市計画税課 税明細書	宛名、発行年 月日、市区町 村長名	その他	納税義務者の住所・所在地と氏名・名称は太枠内に 標記があるため重複、発行者名は納税通知書にあるため 不要。	標けるものはできるだけ省き、少しでも文字を大きく したい。	変更 あり		【C市】 課税明細書単体で納税者に交付する等の運用を行っている団体もいると聞いております（県内の市町村） が、課税明細書単体で納税者に交付するときに、納税義務者の住所・所在地と氏名・名称は不要 ということでしょうか。  ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しております。い ただいたご意見も踏まえて、検討させていただきます。	【C市】 課税明細書単体で納税者に交付する等の運用を 行っている団体もいると聞いております（県内 の市町村）が、課税明細書単体で納税者に交 付するときに、納税義務者の住所・所在地と氏 名・名称は不要ということでしょうか。	●
No. 73-74_課税 明細書	139	74	課税明細書 (都計あり)	通知書番号	実用上の懸 念	「通知書番号」より「納税義務者番号」を表示すべきだと考 える。	個人を特定するにあたり、納税義務者番号を印字した 方が特定しやすいと考えるため。			通知書番号は「納税通知書に付ける番号（年度ごとに異なることもある）」、納税義務者番号は「納 税義務者に付ける番号（年度ごとに異なる）」と考えております。  【全団体】 「通知書番号」又は「納税義務者番号」を印字する目的は、問い合わせ等の対応時に、納税者を特定 することです。 課税明細書に印字する項目として、どちらが良いか選択してください。 ①通知書番号（現行どおり） ②納税義務者番号  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答結果は半々でした。 「通知書番号」と「納税義務者番号」それぞれについて、印字が必要な理由をお聞かせください。 通知書番号が必要な団体：A市、B市、F市、H市、I市、税機構 納税義務者番号が必要な団体：C市、D市、G市、J市 どちらも必要な団体：E市 どちらも良い団体：K市	【全団体】 「通知書番号」又は「納税義務者番号」を印字 する目的は、問い合わせ等の対応時に、納税者 を特定することです。 課税明細書に印字する項目として、どちらが良 いか選択してください。 ①通知書番号（現行どおり） ②納税義務者番号	●
No. 81_相続人代 表者指定（変 更）届	147	81	相続人代表者 指定（変更） 届	3	実用上の懸 念	「通知書番号」の記載場所を備考欄辺りに変更し、税 目欄を設けてほしい。 税目欄は該当の項目を市民に記載してもらおう様式で できないか。	固定資産税事務の他、市県民税や軽自動車税など他税 目でも本様式を使用しており、 通知書番号記載欄があればそれを判断できる。届出 人が通知書番号を把握していないケースもあるため、 届出たい税目を選択できるように、チェック欄を設 け、チェック欄・税目・通知書番号といった順番の配 置が望ましい。	変更 あり		【全団体】 「相続人代表者指定（変更）届」について、K市と同様に、固定資産税以外の税目の手続きにも同じ 様式を用いていますか？ 違う様式を用いている場合は、様式を統一すべきでない理由を教えてください。  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答を踏まえて、相続人代表者指定（変更）届を税目共通様式として検討す ることを、他税目担当者に提案いたします。（これまで固定資産税WTで議論いただいた現行様式を基 に、2.0版に向けて再度レイアウトを検討いたします。）	【全団体】 「相続人代表者指定（変更）届」について、K 市と同様に、固定資産税以外の税目の手続きに も同じ様式を用いていますか？ 違う様式を用いている場合は、様式を統一すべ きでない理由を教えてください。	●
No. 86-87_減免 決定通知書	152	86	減免決定通知 書	通知書番号	実用上の懸 念	納税義務者番号とする。	他の帳票と標記を合わせるため。（帳票により呼び名 が変わることは、問い合わせ時に混乱を来す。			通知書番号は「納税通知書に付ける番号（年度ごとに異なることもある）」、納税義務者番号は「納 税義務者に付ける番号（年度ごとに異なる）」と考えております。  【全団体】 「通知書番号」又は「納税義務者番号」を印字する目的は、問い合わせ等の対応時に、納税者を特定 することです。 課税明細書に印字する項目として、どちらが良いか選択してください。 ①通知書番号（現行どおり） ②納税義務者番号  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答結果は半々でした。 「通知書番号」と「納税義務者番号」それぞれについて、印字が必要な理由をお聞かせください。 通知書番号が必要な団体：A市、B市、F市、H市、I市、税機構 納税義務者番号が必要な団体：C市、D市、G市、J市 どちらも必要な団体：E市 どちらも良い団体：K市	【全団体】 「通知書番号」又は「納税義務者番号」を印字 する目的は、問い合わせ等の対応時に、納税者 を特定することです。 課税明細書に印字する項目として、どちらが良 いか選択してください。 ①通知書番号（現行どおり） ②納税義務者番号	●
No. 94-98_更正 （価格・賦課） 通知書	167	94.9 5	更正（価格・ 賦課）決定通 知書	2P/「軽減税 額」	実用上の懸 念	「軽減税額」という表記が誤解を生む可能性がある。	軽減税額という表現は馴染みがなく、誤解を招く恐れ がある。”課税標準額の特例により軽減された税額” 等、しかるべき説明を行うことが望ましいと考える。	変更 あり		【全団体】 本印字項目は「税額の軽減措置により減額された税額」を表しますが、以下のうちどちらの文言がよ ろしいでしょうか。 ①軽減税額（現行どおり） ②税額の減額措置により軽減された税額 ③他に良いネーミングがあれば教えてください。  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答結果を踏まえて、現行どおり「軽減税額」のままいたします。	【全団体】 本印字項目は「税額の軽減措置により減額され た税額」を表しますが、以下のうちどちらの文 言がよろしいでしょうか。 ①軽減税額（現行どおり） ②税額の減額措置により軽減された税額 ③他に良いネーミングがあれば教えてください。	●



帳票WT 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当か所（印 字項目No.等）	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の うち 償却	事務局方針 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。)	※質問対象となる団体名を【○○】で記載して おります。	回答 要否
No. 94-98_更正 (価格・賦課) 通知書	171	97	更正 (価格・ 賦課) 決定通 知書 (土地・ 家屋)	9.10通知書番 号 (2,3ページ 目)	実用上の懸 念	「通知書番号」より「納税義務者番号」を表示すべ き。	通知書番号は通知書を連番で採番した番号でしか なく、納税義務者を特定する番号があるべきである。	変更 あり		通知書番号は「納税通知書に付ける番号（年度ごとに異なることもある）」、納税義務者番号は「納 税義務者に付ける番号（年度ごとに異なるない）」と考えております。  【全団体】 「通知書番号」又は「納税義務者番号」を印字する目的は、問い合わせ等の対応時に、納税者を特定 することです。 更正 (価格・賦課) 決定通知書 (土地・家屋) に印字する項目として、どちらが良いか選択してくだ さい。 ①通知書番号 (現行どおり) ②納税義務者番号  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答結果は半々でした。 「通知書番号」と「納税義務者番号」それぞれについて、印字が必要な理由をお聞かせください。 通知書番号が必要な団体：A市、B市、F市、H市、I市、税機構 納税義務者番号が必要な団体：C市、D市、G市、J市 どちらも必要な団体：E市 どちらでも良い団体：K市	【全団体】 「通知書番号」又は「納税義務者番号」を印字する目的は、問い合わせ等の対応時に、納税者を特定 することです。 更正 (価格・賦課) 決定通知書 (土地・家屋) に印字する項目として、どちらが良いか選択し てください。 ①通知書番号 (現行どおり) ②納税義務者番号	●
No. 94-98_更正 (価格・賦課) 通知書	175	97	更正 (価格・ 賦課) 決定通 知書 (土地・ 家屋)		見やすさ・ 記入しやす さ	固定資産税・都市計画税の税率を示す欄が必要ではな いか	納税者が税額算出を容易に行えるため。	変更 あり		【全団体】 帳票No. 94～98「更正 (価格・賦課) 通知書」について伺います。 固定資産税・都市計画税それぞれについて、「税率」を追加してよろしいでしょうか。  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答結果を踏まえて、帳票No. 94～98「更正 (価格・賦課) 通知書」に固定資 産税・都市計画税それぞれの「税率」を印字することといたします。	【全団体】 帳票No. 94～98「更正 (価格・賦課) 通知書」に ついて伺います。 固定資産税・都市計画税それぞれについて、「税率」を追加してよろしいでしょうか。	●
No. 94-98_更正 (価格・賦課) 通知書	176	97	更正 (価格・ 賦課) 決定通 知書 (土地・ 家屋)		見やすさ・ 記入しやす さ	課税標準額から求めた「軽減前税額」があった方が良 いのでは？	納税者が税額算出を容易に行えるため。	変更 あり		【全団体】 固定資産税・都市計画税それぞれについて、「軽減前税額」を追加してよろしいでしょうか。  「軽減前税額」とは「名寄せ後の税額のうち、税額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前 のもの」であり、現行では「算出税額」として要件化しています（項目名称を変更可否を別途伺って おります。）  ★事務局方針 構成員の皆様からの回答結果を踏まえて、帳票No. 94～98「更正 (価格・賦課) 通知書」に「軽減前 税額」（項目名称については、#80等で別途伺っております。）を印字することといたします。	【全団体】 固定資産税・都市計画税それぞれについて、 「軽減前税額」を追加してよろしいでしょ うか。	●
No. 94-98_更正 (価格・賦課) 通知書	183	97	更正 (価格・ 賦課) 決定通 知書 (土地・ 家屋)	現況地積又は 床面積 (㎡)	見やすさ・ 記入しやす さ	区分所有相当の課税標準額欄があることから、(全 体) 現況床面積のほか、専有単位相当の床面積も表示 してはどうか。	納税者の通知書の内容理解が容易になるため。			【全団体】 現況床面積のほか、専有単位相当の床面積も表示したほうがよろしいでしょうか（表示する際は、備 考欄を想定しております。）。  ★事務局方針 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討しており、その中 で、区分所有家屋の床面積について、専有部分のみとすべきか、共用部を含めた床面積を印字すべき かを検討しております。（検討例：登記床面積は専有部分のみ、現況床面積は専有部分+専有部分に 応じた共用部分の床面積） いただいたご意見も踏まえて検討し、検討結果をお示しいたします。	【全団体】 現況床面積のほか、専有単位相当の床面積も表 示したほうがよろしいでしょうか（表示する際 は、備考欄を想定しております。）。	●
No. 101_償却資 産証明書	227	101	償却資産証明 書		その他	文書番号が必要ではないか。	他の証明書と標記を合わせるため。	変更 あり		【全団体】 他税目では、各種証明書を特定するための番号を「発行 (発行) 番号」と要件化しております。 各種証明書に「発行 (発行) 番号・自動付番を行う証明書の番号」が必要か否か教えてください。	【全団体】 他税目では、各種証明書を特定するための番号 を「発行 (発行) 番号」と要件化しておりま す。 各種証明書に「発行 (発行) 番号・自動付番を 行う証明書の番号」が必要か否か教えてください。	●

帳票WT 資料② 帳票レイアウトに対する調査（固定資産税）

										追加質問		
帳票群 ※類似の帳票を 集約して記載	#	帳票No	帳票名称	該当箇所（印 字項目No.等）	意見の分類	意見内容	ご意見の理由	方針	WT検 討の うち 償却	事務局方針 (★は、事務局から構成員への追加質問があったもの及びその回答を踏まえた事務局方針を記載して います。)	※質問対象となる団体名を【〇〇】で記載して おります。	回答 要否
No.102_無資産 証明書	229	102	無資産証明書	8	実用上の懸 念	償却資産課税台帳の登録状況は参照していない旨の記 載が必要と考えます。	諸元表「1 帳票タイトル」を見ると、償却資産のみ を所有している場合は無資産証明の発行対象となると 思われますが、償却資産課税台帳の登録状況は参照し ていない旨の記載がないため、誤解を招く恐れがあ る。		償却	【全団体】 (1) 無資産証明書の運用について以下の①、②、③のどれに該当するか確認させてください。 ① 無資産証明書は土地・家屋のみならず償却資産も対象としている ② 無資産証明書は土地・家屋のみを対象としている ③ その他  (2) また、次期システム以降で改善したい点があればご教示ください。(例：現行は②であるが、 住民からの要望があるため、次期システム以降は①としたい。)  ★追加質問結果 ① 無資産証明書は土地・家屋のみならず償却資産も対象としている：(2団体) A市、D市 ② 無資産証明書は土地・家屋のみを対象としている：(6団体) B市、C市、E市、F市、I市、 J市。 ③ その他：G市(運用無し)、K市(運用無し)	【全団体】 (1) 無資産証明書の運用について以下の①、 ②、③のどれに該当するか確認させてくださ い。 ① 無資産証明書は土地・家屋のみならず償却 資産も対象としている ② 無資産証明書は土地・家屋のみを対象とし ている ③ その他  (2) また、次期システム以降で改善したい点 があればご教示ください。(例：現行は②であ るが、住民からの要望があるため、次期システ ム以降は①としたい。)	●
No.103_評価証 明書	240	103	評価証明書	登記種類	その他	「登記種類」の項目が必要であると考える。	登記種類の印字もあった方が良く考えるため。			★全団体 外部帳票のレイアウトについては、標準仕様書2.0版に向けて、事務局で再度検討いたします。		
No.109-110_課 税証明書	256	110	課税証明書 (都計あり)	19,25	見やすさ・ 記入しやす さ	項目名を「算出税額」ではなく、「軽減前税額」と し、「年税額」の枠を太くしてほしい。	「算出税額」と「年税額」の違いが分かりづらく、最 終的な算出額が納付税額であることをわかりやすくす るため。	変更 あり		ご意見を受けて、「年税額」の枠を太くいたします。  【全団体】 「算出税額」とは「名寄せ後の税額のうち、税額 の減額措置による軽減税額や減免税額を引く前 のもの」といたしますが、印字項目名について、 G市案のとおり「軽減前税額」でよろしいでし ょうか。  ★事務局方針 #80の結果と同じといたします。(「軽減前税額」 と「軽減・減免税額」いずれの文言が良い か。)	【全団体】 「算出税額」とは「名寄せ後の税額のうち、税 額の減額措置による軽減税額や減免税額を引く 前のもの」といたしますが、印字項目名につい て、G市案のとおり「軽減前税額」でよろしい でしょうか。	●
No.111_台帳登 録登記事項証 明書	260	111	台帳登録登記 事項証明書		実用上の懸 念	<建物番号><不動産番号>を追加すべき。	登記事項の表示のため。	変更 あり		【G市】 本帳票に「不動産番号」と「建物番号」が印字 されていることのメリットを教えてください。  ★事務局方針 ご意見を踏まえて、印字項目に「不動産番号」 及び「建物番号」を要件化いたします。	【G市】 本帳票に「不動産番号」と「建物番号」が印字 されていることのメリットを教えてください。	●
No.112_滅失証 明書	262	112	滅失証明書	年度	その他	発行年月日の属する年度という認識でよいか。	印字される年度は、滅失した年度ではなく、発 行年月日の属する年度で良いか。	変更 あり		【全団体】 滅失証明書は、「滅失した年月日」と「証明書 を交付する年月日」が印字されていれば十分で あり、帳票レイアウト中の「対象年度」及び 「証明時点(〇年〇月〇日時点)」を削除しよ うと考えておりますが、よろしいでしょうか。  ★事務局方針 構成員の皆様のご回答を踏まえて、滅失証 明書には「滅失した年月日」と「証明書を交 付する年月日」を印字し、「対象年度」と「証 明時点(〇年〇月〇日時点)」を印字項目から 削除いたします。	【全団体】 滅失証明書は、「滅失した年月日」と「証明 書を交付する年月日」が印字されていれば十分 であり、帳票レイアウト中の「対象年度」及 び「証明時点(〇年〇月〇日時点)」を削除し ようと考えておりますが、よろしいでし ょうか。	●
No.112_滅失証 明書	264	112	滅失証明書	建物番号	その他	「建物番号」の欄も必要と考える。	建物番号の記載もあった方が分かりやすいと 考える。	変更 あり		【G市】 本帳票に「建物番号」が印字されていること のメリットを教えてください。  ★事務局方針 ご意見を踏まえて、印字項目に「建物番号」 を要件化いたします。	【G市】 本帳票に「建物番号」が印字されていること のメリットを教えてください。	●